

道路法第24条の承認工事審査基準

平成31年4月

富谷市建設部 都市整備課

1. 車両乗入れ部の承認基準

- (1) 乗入幅は乗入規格表（別表1）のとおりとする。なお、次に掲げる場合は緩和することができる。
- ① コンビニエンスストア等について、申請区域内に十分な駐車スペースがあり、歩道が車両に利用されるおそれがないと認められる場合、車両の乗入部を、「車両乗入部の幅の標準」とした場合に、車両が歩道を斜めに走行するなど、歩行者の安全確保に影響する場合。
 - ② 住宅等において、道路に対して直角に複数台の車両を駐車する必要性が認められ、周囲の状況から交通安全上特に支障ないと認められる場合。
 - ④ 敷地が不整形等のため、標準乗入幅では車両の出入が困難な場合。
- (2) 乗入口の構造は、舗装厚表（別表2）並びに歩道改築標準図（別図1）及び別図2-1から2-5によること。
- (3) 乗入箇所は、原則として出入り対象施設について1箇所とし、出入口を分離する必要のある施設等、特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入りする場合は、2箇所まで承認することができる。
- (4) 乗入箇所は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。
- ① 横断歩道の中及び前後5m以内の部分。
 - ② トンネル、洞門等の前後50m以内の部分。
 - ③ バス停留所の中及び前後5m以内の部分。ただし、停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。
 - ④ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
 - ⑤ 交差点（総7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分、ただし、T字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - ⑥ バス停車帯の部分。
 - ⑦ 橋の部分。
 - ⑧ 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。
- (5) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所があること。
- (6) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとること。

- (7) 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置すること。
- (8) 乗入部の設置に当たり、乗入部及びその付近が独占的使用相当とみなされる場合には、道路占用許可の申請が必要となる。
- (9) 既存の乗入部を廃止し、新たにそれと一部重複する箇所又は異なる箇所に車両出入口を新設する場合は、不要となる既存の車両出入口を、非乗入部の形状に改修するものとする。

2. 法面埋立、切取等の承認基準

- (1) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、当該道路の構造・勾配に整合させること。
- (2) 官民境界沿いの官地側にU型・L型・半円径等の側溝を設置するものとし、種類・構造・勾配等については隣接地区における状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。ただし、既設の側溝があり、二重側溝となって管理上不都合な場合はこの限りでない。
官民境界線に沿って側溝を設置する場合でも、境界杭（アスファルト、コンクリート地の場合は埋め込み式の金属プレート標、道路鋌等）によって境界を明確にすること。
- (3) 盛土は、良質土（道路管理者が定める）をもって施工すること。
- (4) 盛土によって従来の側溝を埋める必要のある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造とすること。
- (5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。
- (6) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋を設置すること。
- (7) 法面切取及びの場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚で舗装することとし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとること。
- (8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りする恐れのある場合は、車止めを設置する等の措置をとること。
- (9) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じる恐れのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。

3. 道路側溝の承認基準

- (1) 承認工事の施工により道路の路面排水に支障を来す場合は、申請者の負担により側溝を整備しなければならない。

- (2) 道路側溝は流量計算によりその断面を求めなければならない。ただし、明らかに最小断面で足りる場合は、流量計算を省略できる。
- (3) 道路側溝は大型車両の通行を想定して T-25 の構造としなければならない。
- (4) 店舗などで大型車両の通行が想定される場合は、T-25 横断用の構造としなければならない。
- (5) 道路側溝に側溝蓋を設置する場合は、維持管理用に 10m に 1 箇所グレーチングを設置しなければならない。また、その設置場所は出来るだけタイヤの通過しない場所を選定しなければならない。

4. その他の承認工事の承認基準

前 1 及び 2 以外の承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること。

5. 留意事項

- (1) 排水施設
歩道等の面が低く、強雨時に水の溜まる恐れが生ずる箇所では、雨水枡を追加する等排水に十分配慮するものとする。
宅地内の排水計画は、計画平面図に明記し、事前に協議することとし、道路上に直接流入することがないように対策を講じること。
- (2) 交通安全対策
車両乗入れ部から車両乗入れ部以外の歩道等への車両の進入を防止し、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じさく等の施設により交通安全対策を実施するよう配慮するものとする。
- (3) 街路樹又は植樹枡
街路樹を移植又は伐採し、植樹枡を撤去する場合は、原則として移植又は代替とする街路樹を別途確保し、植付けする植樹枡を指示された位置に設置するものとする。ただし、道路管理者が街路樹の移植又は代替が必要がないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 公安委員会の意見聴取
道路法第 95 条の規定に基づく公安委員会の意見聴取が必要な場合は、一般交通に支障がないよう必要な対策を検討した交通処理計画書（敷地・店舗等面積・駐車場計画・予想される車両交通量・ピーク時交通量・本線交通量等を記載したもの）を提出すること。
- (5) 同意書・誓約書
建築物の建設・排水施設の設置・改築にあたって、第三者との間に利害関係が生じる場合は、当該第三者の同意書又は他の法令による許可等を必要とする場

合は該当する許可書の写しを添付すること。ただし、申請人が土地所有者でない場合は、土地所有者全員の申請に関する同意書を添付すること。
承認申請に当り、誓約すべき事項がある場合（将来の地区計画により当該地区の現状が変わった場合においても損失補償について何等異議申し立てしない。等）には、誓約書を添付すること。又、道路管理者から誓約を求められた場合も併せて添付すること。

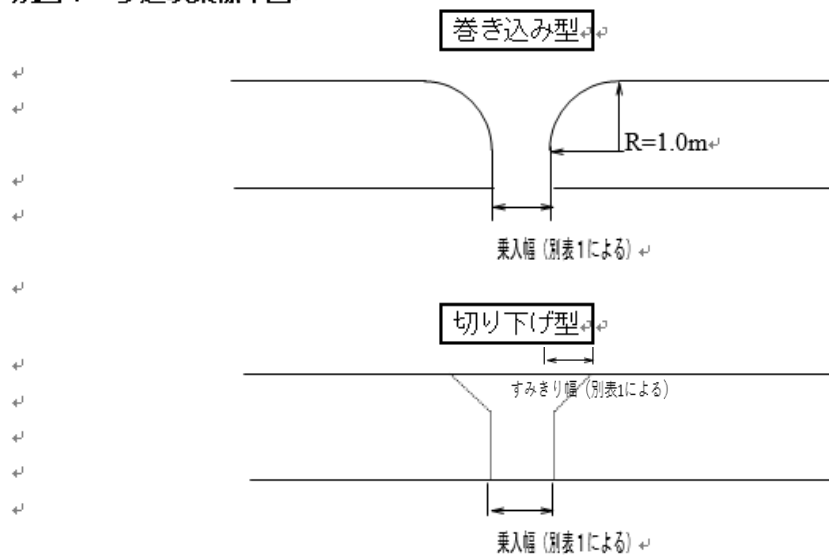
別表1 乗入規格表

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し、下表を適用する。

型式	車種	乗入幅	すみきり幅（片側）
1種	乗用、小型貨物自動車	4.0m	1.5m以下
2種	普通貨物自動車等（6.5t以下）	8.0m	2m以下
3種	大型及び中型貨物自動車等（6.5tをこえるもの）	12.0m	3m以下

- (1) 取付方法は、歩道改築標準図（別図1）を標準とし、特殊な箇所については別途考慮することができる。
- (2) 乗入幅は、出入りする車種の最大のものを適用する。
- (3) 車種は、いずれも単車の場合である。トレーラーまたは特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
- (4) 乗入幅の数値は、乗入方向に直角方向の長さとする。
- (5) 申請者の都合により、乗入幅は上記の値より縮小することができる。

別図1 歩道改築標準図



別表2 舗装厚表

乗入規格表の車種により、下表を適用する。

単位：cm

種別	車種	アスファルト舗装			コンクリート平板舗装			
		路盤	粗粒度	密粒度	路盤	コンクリート	敷モルタル	コンクリート平板
1種	乗用、小型貨物自動車等	25		5				
2種	普通貨物自動車等	25	5	5	10	10	3	6
3種	大型及び中型貨物自動車等	30	10	5	20	15	3	6

単位：cm

種別	車種	インターロッキングブロック舗装			
		路盤	コンクリート	敷モルタル	インターロッキングブロック
1種	乗用、小型貨物自動車等				
2種	普通貨物自動車等	15	10	3	6
3種	大型及び中型貨物自動車等	20	13	3	6

- (1) 舗装厚は、出入りする車種の最大のものを適用する。
- (2) 路床土は、良質土を用いるものとする。
- (3) 路盤材料は、RC40を標準とする。
- (4) 生コンクリートは、呼び強度18N/mm²を標準とする。
- (5) 敷モルタルは空練を標準とし、配合比は1：3とする。
- (6) アスファルト合材は再生加熱合材とし、粗粒度AS20並びに密粒度AS13Fを標準とする。
- (7) 平板ブロック舗装もしくはインターロッキングブロック舗装の箇所に、第2種又は第3種の乗入を新設する場合、既存の舗装からアスファルト舗装へ変更するものとし、その際の舗装構成は上表によるものとする。
- (8) アスファルト舗装の箇所に、乗入を新設する場合、既存道路舗装構成の指定がある場合は、上表によらず既存の舗装構成に従うものとする。
- (9) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。
- (10) 乗入口の工事で影響する側溝・境界ブロック等の構造物の基礎については、下図を標準とする。

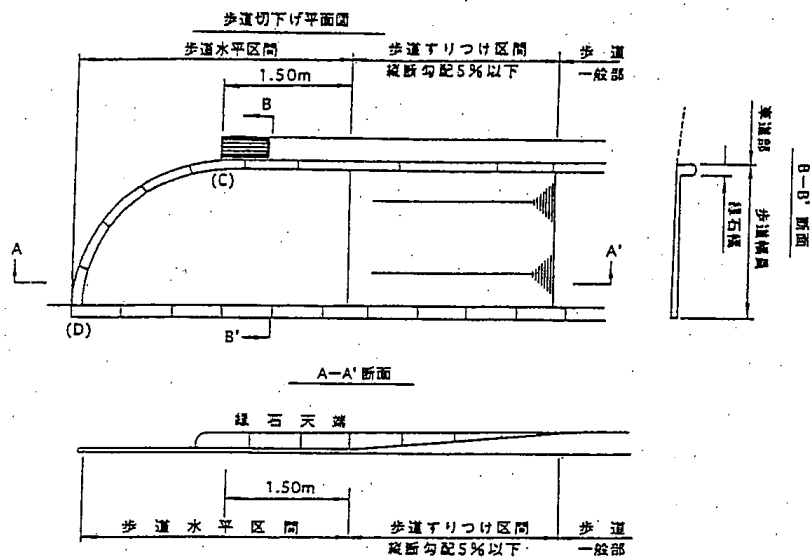
乗入口の側溝は、長尺仕様・基礎一体型の製品の使用を基本とするが、既存の箇所に適する製品がない場合は下図のとおりとする。

また、視覚障がい者誘導用ブロックの仕様については、協議により決定するものとする。

	第1・2種	第3種
敷モルタル (1 : 3)	t = 1 cm	t = 1 cm
コンクリート (18 N)	t = 12 cm	t = 15 cm
砕石 (RC40)	t = 15 cm	t = 20 cm

(11) 上表は、申請者自らが施工する場合であり、道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については、別途考慮できるものとする。

別図 2-1 歩道等の巻き込み部における構造（歩道等の幅員が狭い場合）



(1) すりつけ部の縦断勾配

すりつけ部の縦断勾配は、車いす等の安全な通行を考慮して5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とする。

(2) 水平区間

(1)の縦断勾配と段差との間には水平区間を設けることとし、その値は1.5m程度とする。ただし、やむを得ない場合には、この限りでない。

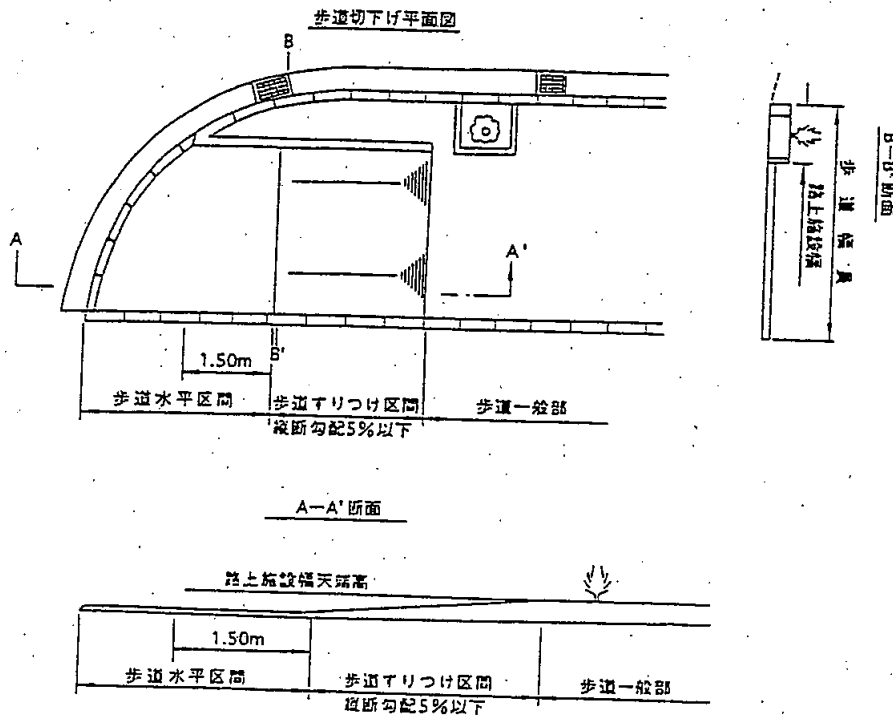
(3) 車道との段差

歩道等と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmとする。

(4) 交通安全対策

歩道等の巻き込み部において自動車の乗上げを防止するために、主要道路の車道に面してさく若しくは低木の植込みを設置する。または、縁石を高くする等必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

別図 2-2 歩道等の巻き込み部における構造（歩道等の幅員が広い場合）



(1) すりつけ部の縦断勾配

すりつけ部の縦断勾配は、車いす等の安全な通行を考慮して5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とする。

(2) 水平区間

(1)の縦断勾配と段差との間には水平区間を設けることとし、その値は1.5m程度とする。ただし、やむを得ない場合には、この限りでない。

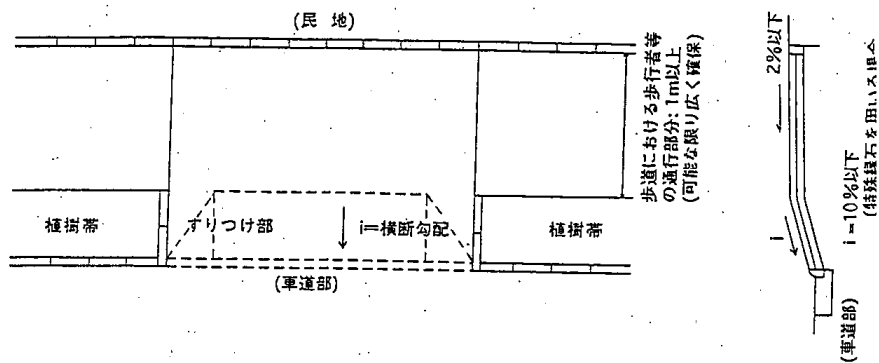
(3) 車道との段差

歩道等と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmとする。

(4) 交通安全対策

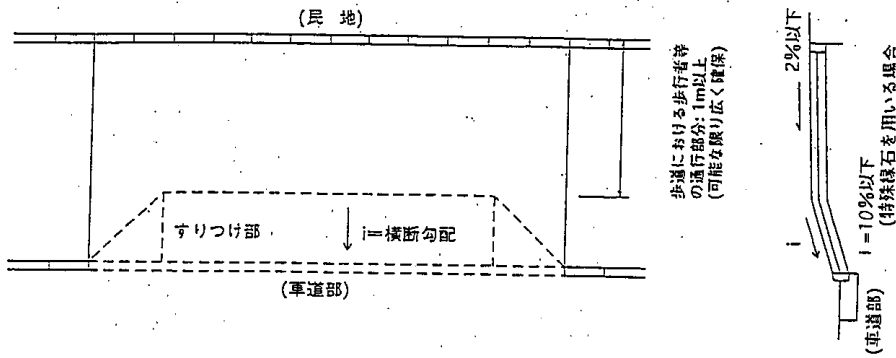
歩道等の巻き込み部において自動車の乗上げを防止するために、主要道路の車道に面してさく若しくは低木の植込みを設置する。または、縁石を高くする等必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

別図 2-3 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造



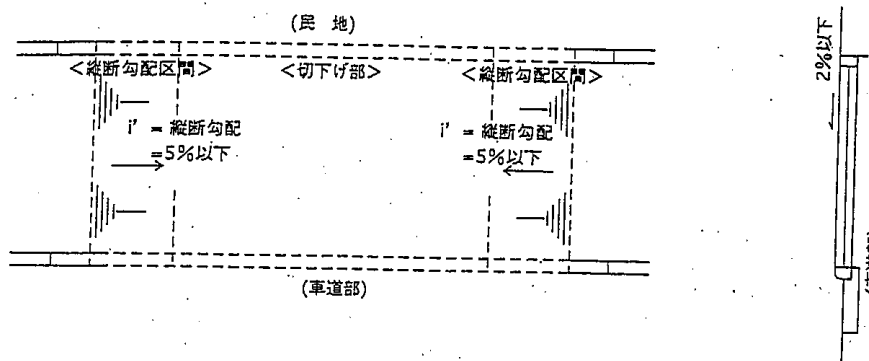
- (1) 植樹帯等（路上施設帯を含む）がある場合には、当該歩道等の幅員内での連続的な平坦性を確保するために、当該植樹帯の幅員内ですりつけを行い、歩道等の幅員内にはすりつけのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないものとする。
- (2) (1) のすりつけ部の横断勾配は10%以下とする。ただし、特殊縁石（歩道等の切り下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石）を用いる場合には10%以下とする。
- (3) 歩車道境界の段差は、歩行者及び自転車の安全な通行等を考慮して5cm以下とする。

別図 2-4 歩道等内においてすりつけを行う構造



- (1) 植樹帯等がない場合又は植樹帯等があってもその幅員内ですりつけの構造がとれない場合には、歩道等の平坦部分を原則 1m 以上確保し、残りの幅員ですりつけを行うものとする。なお、歩道等の幅員が十分確保される場合には、車いすの円滑なすれ違いを考慮して、当該平坦部分を 2m 以上確保するよう努めるものとする。
- (2) (1) のすりつけ部の横断勾配は 10% 以下とする。ただし、特殊縁石を用いる場合には 10% 以下とする。
- (3) 歩車道境界の段差は、歩行者及び自転車の安全な通行を考慮し 5 cm 以下とする。

別図 2-5 歩道等の全面切り下げを行う構造



- (1) 歩道等の幅員が狭く植樹帯の幅員内でのすりつけ、1 m以上の平坦部分の確保ができない場合には、車道と歩道等、歩道等と民地の高低差を考慮し、車両乗り入れ部を全面切り下げて縦断勾配によりすりつけるものとする。
- (2) (1) のすりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。
- (3) 歩車道境界の段差は、歩行者及び自転車の安全な通行等を考慮して5 cm以下とする。